

MPI

Medical Permanent Insurance

ご意向(ニーズ)確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください、保障内容、保険料、保険金額・積立金(給付額試算表の内容)、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

《 セット共済制度ご加入のおすすめ 》

災害保障特約付団体定期保険
拠出型企業年金保険＋一時払退職後終身保険

医師自らが作った共済制度です。
団体定期保険と拠出型企業年金保険に同時に加入することにより一生涯の保障が用意できます。
終身保障にかえて年金受取りまたは一時金での受取りもできます。

- ・グループ共済(在職中の保障)・・・P2～P8
 - 病 気 死亡または高度障害 保険金 最高4000万円
 - 不慮の事故 死亡または高度障害 保険金 最高5000万円
 - 不慮の事故 障害給付金 100万円～1000万円
 - 不慮の事故 入院給付金 1日 15,000円
- ・年金共済制度(退職後の終身保障、生活資金など)・・・P9～P12
 - 一時払退職後終身保険 最高3000万円
 - 年金受取 10年確定年金 または 15年確定年金

加入にあたっては、本パンフレットを必ず確認のうえ、申し込んでください。なお、本パンフレットは大切に保管してください。

お問い合わせ・申込書提出先は

愛知県勤務医師生活協同組合

名古屋市東区葵一丁目18番14号 名古屋市医師会協同組合内

TEL 052-937-7832

契約概要

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

主契約…団体定期保険 付加している特約…団体定期保険災害保障特約

※特約の名称について、本パンフレットの文中では「団体定期保険」を省略して記載しています。

2. 商品の特徴について

- ・役員・組合員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、当組合が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- ・加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。掛金はご加入者にご負担いただきます。
- ・保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続いただけます。一旦加入すれば、その後病気になられても、加入対象者である限り同額もしくはそれ以下の保険金額・給付金額で継続加入（更新）できます。

3. 加入対象者、保険金額および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている該当箇所(P3)をご確認ください。

4. 保険金などが支払われる場合について

保険期間中、保険金などが支払われる場合は次のとおりです。

【死亡保険金】※1

ご加入者が保険期間中に、死亡されたとき。

【高度障害保険金】※1

ご加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態(※2)になられたとき。

【災害保険金】

ご加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故(※2)による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症(※2)を直接の原因として死亡されたとき。なお、災害保険金は、同一の事故を原因としてすでに支払われた障害給付金があれば、その合計額を差し引いて支払われます。

【障害給付金】

ご加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に障害等級第1級～第6級(※2)のいずれかになられたとき。なお、障害給付金は何度でもその都度支払われますが、同一の不慮の事故または同一の保険期間において通算して災害保険金の10割をもって限度とします。

【入院給付金】

ご加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に5日以上入院(※2)を開始されたとき。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含む)を限度とします。

※1 死亡保険金、高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でそのご加入者の保障が終了します。

なお、配偶者が加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者の保障も自動的に終了します。

※2 詳細は P7「支払に関する補足説明」をご参照ください。

保険金などが支払われない場合があります。詳しくは、P5「注意喚起情報」の「⑤ 保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。

5. 保険料について

具体的な加入内容が記載されている本資料の該当箇所をご確認ください。

※P2～P3の文中では、保険料を「掛金」に置き換えて記載しています。

6. 配当金について

配当金は毎年団体ごとに保険期間(1年間)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

7. 脱退による返戻金について

脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は各加入者の保険金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社(引受割合) 2021年9月10日現在】

住友生命保険相互会社(62.5%)	[事務幹事会社]	第一生命保険株式会社(16.8%)	朝日生命保険相互会社(0.1%)
日本生命保険相互会社(17.6%)		明治安田生命保険相互会社(3.0%)	

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

ご加入コースと掛金

支払事由		保険金・給付金	ご本人				配偶者
			A コース	B コース	C コース	D コース	A コース
主契約	病気で死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 4000	万円 3000	万円 2000	万円 1000	万円 500
主契約＋災害保障特約	不慮の事故で死亡されたとき	死亡保険金 ＋ 災害保険金	万円 5000	万円 4000	万円 3000	万円 2000	万円 1000
	不慮の事故で高度障害状態になられたとき ※	高度障害保険金	万円 4000	万円 3000	万円 2000	万円 1000	万円 500
	不慮の事故で障害状態（障害等級第1級～第6級）になられたとき	障害給付金	万円 1000 ～ 100	万円 1000 ～ 100	万円 1000 ～ 100	万円 1000 ～ 100	万円 500 ～ 50
	不慮の事故で入院されたとき	入院給付金 (入院給付日額×入院日数)	日額 円 15,000	日額 円 15,000	日額 円 15,000	日額 円 15,000	日額 円 7,500

掛金月額	満17歳6か月超 35歳6か月以下の方 (注)下記「加入対象者」欄をご参照ください。	男性	5,740	4,690	3,640	2,590	1,295
		女性	4,230	3,520	2,810	2,100	1,050
	満35歳6か月超 40歳6か月以下の方	男性	6,780	5,470	4,160	2,850	1,425
		女性	5,870	4,750	3,630	2,510	1,255
	満40歳6か月超 45歳6か月以下の方	男性	8,500	6,760	5,020	3,280	1,640
		女性	6,790	5,440	4,090	2,740	1,370
	満45歳6か月超 50歳6か月以下の方	男性	11,340	8,890	6,440	3,990	1,995
		女性	8,870	7,000	5,130	3,260	1,630
	満50歳6か月超 55歳6か月以下の方	男性	15,620	12,100	8,580	5,060	2,530
		女性	11,350	8,860	6,370	3,880	1,940
	満55歳6か月超 60歳6か月以下の方	男性	21,700	16,660	11,620	6,580	3,290
		女性	13,910	10,780	7,650	4,520	2,260
(円)	満60歳6か月超 65歳6か月以下の方	男性	32,180	24,520	16,860	9,200	4,600
		女性	17,870	13,750	9,630	5,510	2,755
上記のうち災害保障特約掛金月額 (円)		男性	1,540	1,540	1,540	1,540	770
		女性	1,390	1,390	1,390	1,390	695

※不慮の事故で高度障害状態になられたときは、不慮の事故で障害等級第1級になられたときの障害給付金もあわせて支払われます。

■掛金について

記載の掛金は概算保険料です。実際の掛金は、申込締切後に確定します。すでに掛金が払い込まれている場合は、確定掛金との差額を精算します。また、**掛金は毎年更新日（1月1日）に見直されます。**

■ご加入コースの選択について

配偶者のみのご加入はできません。ご本人と必ず一緒にご加入ください。

お取扱いについて

加入対象者	年齢は2022年1月1日（更新日）現在の表示 ①役員（非常勤を含む）および組合員の方（本人） (満23歳6か月超65歳6か月以下) ②役員（非常勤を含む）および組合員の配偶者の方 (満17歳6か月超65歳6か月以下) ●上記加入対象者ではない方は加入できません。万一、ご加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても保険金などは支払われません。
加入日（保障開始日）	年12回 毎月1日
保険期間	2022年1月1日から2022年12月31日までの1年間となります。保険期間最終日の翌日が更新日となり、特段のお申し出がない場合には、原則1年ごとに自動更新（継続）されます。 ただし、保険期間途中のご加入者は、加入した日から2022年12月31日までが初年度の保険期間となります。
受取人	死亡保険金・災害保険金：ご加入者が指定された方。 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金：保障の対象となる方。

注意喚起情報（グループ共済）

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当組合（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 告知に関する重要事項について

☐ 健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者が加入される場合には、告知に関する各重要事項について、配偶者に内容を周知してください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

☐ 口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当組合の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認ください、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。



☐ 正しく告知されないと保険金などが支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金などが支払われないことがあります。

この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

③ 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当組合の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後 この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

本人 退職などで加入対象者ではなくなった場合

配偶者 本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合

■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当組合担当者またはP6に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。



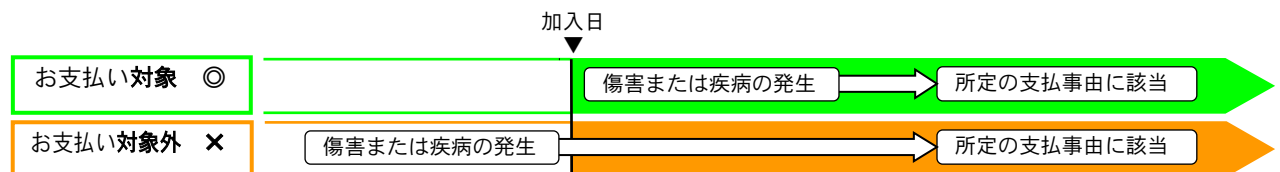
⑤ 請求時 保険金などが支払われない場合について

次のような場合には、**保険金などが支払われないことがあります。**

(保険金などを途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

■ 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金等のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限りま。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。



■ 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■ 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金などを不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合 ※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

■ 契約者、加入者または保険金(給付金)受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

■ 保険金などの下記免責事由に該当した場合

死亡保険金 高度障害保険金	・ 加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。 ・ 契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害 ・ 加入者の故意による高度障害 ・ 戦争その他の変乱による死亡または高度障害
その他の 保険金・給付金	・ 加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき ・ 保険金(給付金)受取人の故意または重大な過失によるとき ・ 加入者の犯罪行為によるとき ・ 加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ・ 加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ・ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき ・ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

⑥ 請求時 保険金・給付金などをもらなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金・給付金などが支払われますので、保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当組合担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

＜生命保険契約者保護機構＞

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険契約室）

【受付時間】



0120-307282

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

- 証券番号：541707103
- 契約者名：愛知県勤務医師生活協同組合

支払に関する補足説明

契約概要「4. 保険金などが支払われる場合について」に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」「入院」「障害等級第1級～第6級」について以下のとおり補足説明します。

高度障害状態(具体的事例)

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
2	・声帯すべてをでき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても(杖歩行やスプーン等を用いての食事など)下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

入院(ご留意いただきたい点)

- 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- 支払対象となる入院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限りです。
- 支払対象となる入院は、特約の加入日以後に発生した「不慮の事故による傷害」を直接の原因とする場合に限りです。

不慮の事故(主な例)

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および火傷による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症(治療の原因が疾病によるものを除く)

感染症

- 対象となる感染症は下記のことをいいます。
- コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りです。)
 - ※平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中のもの(分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」による)
 - 新型コロナウイルス感染症
 - ※新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定められたもの

障害等級および障害給付金の給付割合

〈等級—災害保険金に対する給付割合〉	
身 体 障 害	〈第1級—10割〉 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	〈第2級—7割〉 8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
	〈第3級—5割〉 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または運動障害を永久に残すもの
	〈第4級—3割〉 18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの

〈等級—災害保険金に対する給付割合〉	
身 体 障 害	〈第4級—3割〉 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの
	〈第5級—1.5割〉 28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの
	〈第6級—1割〉 37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの

上記についての詳細は、P8に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定(抜粋)』にも記載していますので、ご参照ください。

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれないよう、保障内容を十分にご確認ください！

【事例】不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば…

A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。
その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金をご請求いただくケースがみられます。

転院前のA病院での入院期間についても入院給付金をお受け取りいただける可能性があります。



【事例】不慮の事故が原因で所定の身体障害状態になられた場合

たとえば…

不慮の事故により母指を切断したため入院したが、障害状態は回復せず所定の身体障害状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障害給付金についてご請求いただいていないケースがみられます。
障害状態が回復せず所定の身体障害状態となられた際に障害給付金をお受け取りいただける可能性があります。



保障内容をお受取人の方にお伝えください！

保障内容については、P 2「契約概要」の「4. 保険金などが支払われる場合について」をご参照ください。

※その他事例は住友生命ホームページ



<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



《団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック》にも掲載していますのでご参照ください。

※お支払に関するお問合せは、P 6「注意喚起情報」の「⑨ 契約に関する相談・照会・苦情窓口について」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

勤務医生協の年金共済制度

契約概要

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品名称について

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴について

- ◆組合員の自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当組合を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ◆在職中に積立てを行い、掛金払込満了後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。
- ◆死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。

3. 加入対象者、掛金および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている該当箇所(P10)をご確認ください。

4. 保障内容（給付内容）について

具体的な加入内容が記載されている該当箇所(P10)をご確認ください。

5. 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

6. 積立金について

「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率（予定利率）により運用されています。

7. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社名（引受割合）2021年8月30日現在】

住友生命保険相互会社	(58.9%)	日本生命保険相互会社	(31.0%)
第一生命保険株式会社	(9.0%)	明治安田生命保険相互会社	(1.0%)
朝日生命保険相互会社	(0.1%)		

※引受保険会社と引受割合は今後変更することがあります。

※配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

◆個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当組合（契約者）は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を当組合が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて当組合が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社（事務幹事会社）は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供（関連会社・提携会社を含む）、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当組合、他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

勤務医協の年金共済制度（拠出型企業年金保険 ＋ 一時払退職後終身保険）

■ 掛金払込期間中のお取扱い

加 入 対 象 者	愛知県勤務医師生活協同組合の組合員で加入日現在満 18 歳以上かつ払込満了年齢までの期間が 2 年以上ある方（ただし、長期休職等の場合を除く）。上記加入対象者ではない方は加入できません。
払込満了年齢	満 65 歳
掛 金 (ご加入者負担)	・月 払 1 口 1,000 円（保険料 990 円、制度運営費 10 円）、最低加入口数 1 口 ・一時払 1 口 100,000 円（保険料 100,000 円、制度運営費 0 円）、最低加入口数 1 口 ・掛金から当組合にて必要な「制度運営費」を控除した額を「保険料」として生命保険会社に払い込みます。 ・一時払は月払に加入された方のみお取り扱いします。
加 入 日 (増 口 日)	◆月 払 年 12 回 毎月 1 日 ◆一時払 年 2 回 2 月 1 日、8 月 1 日（ただし、月払の新規加入時は、加入月に一時払に申込みできます。） なお、増口の場合、払込満了年齢までの期間が 2 年以上あることを要します。
一 時 金	・掛金払込期間中に脱退された場合は、脱退時点の積立金（脱退一時金）がご加入者に支払われます。なお、所定の要件（下記参照）を満たした場合、年金受取や終身保障を選択することもできます。 ・掛金払込期間中に死亡された場合は、死亡時点の積立金に月払 1 口あたり 1,000 円を加算した金額が遺族一時金として労働基準法に基づくご加入者の遺族に支払われます。
積立金の払出し	下記①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、ご加入者の申し出により掛金の払込みを継続したまま、口数を指定して、積立金の全部または一部を払い出すことが可能です。
掛 金 払 込 の 中 断・減 口	下記①～⑦の事由のいずれかに該当する場合、掛金払込の中断または加入口数を減らす（減口）ことができます。 なお、減口の場合は減口数分に相当する積立金は払い出しされず、そのまま積み立てられます。 また、月払を中断すると、他の払込方法についても払込みができなくなります。

■ 積立金の払出事由（①～⑥）、掛金払込の中断・減口事由（①～⑦）

- ①災害 ②疾病・障害（親族の疾病、障害、死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）
⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

■ 掛金払込満了後のお取扱い

▼終身保障（一時払退職後終身保険）

- ・払込満了時の積立金を一時払保険料として払い込み、終身保険に加入（転換）します。
- ・終身にわたり、被保険者の死亡または高度障害に対して保険金が支払われるしくみの個人保険です。（ただし、払込期間満了時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。）
- ・転換の手続きにあたっては、転換時にお渡しする「ご契約のしおり 定款・約款」、「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」を受取りのうえ必ずお読みください。
- ・終身保障にかえて年金受取または一時金受取もできます。

転 換 時 期	払込満了年齢到達時または下記「中途脱退時の転換の取扱い」を満たす中途脱退時とします。
保 険 金 額	最高保険金額 3000 万円、最低保険金額 100 万円とします。なお、転換時の積立金が保険金額 3000 万円の一時払保険料を超える場合、その超える部分は他の給付（年金、一時金）で支払われます。
転 換 の 取 扱 い	一時払退職後終身保険は当組合を経由してご加入者が直接ご契約していただくことになります。その際、住友生命から保険金額等を記載した「保険証券」が送付されます。転換後の保険金のご請求は当組合を経由せず住友生命に直接お申し出ください。
告知・診査の取扱い	一時払退職後終身保険への転換時、健康状態について告知をしていただきます。なお、保険金額が住友生命所定の金額を超える場合には健康診査扱い（住友生命指定の医師による診査）となります。告知または健康診査の結果、健康状態によっては転換できないことがあります。
責 任 開 始 日	払込満了年齢到達日前日の属する月の翌月 1 日、または脱退月の翌月 1 日とします。なお、転換時に告知または健康診査をしていただきますので、これと異なる場合があります。
中 途 脱 退 時 の 転 換 の 取 扱 い	中途脱退時の直前 2 年以上継続加入されていた方は払込満了年齢到達前に退職された場合でも 50 歳以上で、かつ保険金額が 100 万円以上であれば、一時払退職後終身保険に転換できます。ただし、告知または健康診査の結果、健康状態によっては転換できないことがあります。
加入申込みの手続き	一時払退職後終身保険の加入申込みの手続きは当組合あてお申し出ください。
引 受 保 険 会 社	この制度は当組合が住友生命と締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営されます。

▼年金受取（拠出型企業年金保険）

- ・払込満了年齢に達したとき、または加入期間 2 年以上かつ脱退時の年齢が 50 歳以上で、年金で受け取ることを希望されたとき年金が支払われます。ただし、基本年金月額が 3 万円未満の場合は、一時金でのお受取りとなります。
- ・年金は 10 年確定年金または 15 年確定年金を選択することができます。
10 年または 15 年の所定の受取期間中はご加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。
- ・年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引続き、労働基準法に基づくご加入者の遺族に年金が支払われます。

▼一時金受取（拠出型企業年金保険）

払込満了時の積立金をご加入者に支払われます。

※年金や一時金などが支払われない場合があります。詳しくは、P12「注意喚起情報」の「3. 年金・一時金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。

■ 給付額試算表

＜月払掛金 10 口 10,000 円の場合＞

加入 年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額		死亡または高度 障害保険金額 (65 歳転換男性)
			10 年確定年金	15 年確定年金	
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	120,000	116,400	—	—	—
2	240,000	233,700	(2,040)	(1,400)	240,200
3	360,000	351,800	(3,080)	(2,110)	361,500
4	480,000	470,900	(4,120)	(2,830)	484,000
5	600,000	591,200	(5,180)	(3,550)	607,600
6	720,000	712,500	(6,240)	(4,290)	732,300
7	840,000	835,000	(7,310)	(5,020)	858,200
8	960,000	958,700	(8,400)	(5,770)	985,300
9	1,080,000	1,083,500	(9,490)	(6,520)	1,113,600
10	1,200,000	1,209,500	(10,600)	(7,280)	1,243,100
15	1,800,000	1,857,400	(16,280)	(11,180)	1,909,000
20	2,400,000	2,536,400	(22,230)	(15,270)	2,606,900
25	3,000,000	3,247,900	(28,460)	(19,550)	3,338,300
30	3,600,000	3,993,800	35,000	(24,040)	4,104,900
35	4,200,000	4,780,200	41,890	(28,780)	4,913,200

＜一時払掛金 10 口 1,000,000 円の場合＞

加入 年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額		死亡または高度 障害保険金額 (65 歳転換男性)
			10 年確定年金	15 年確定年金	
年	円	約 円	約 円	約 円	約 円
1	1,000,000	983,700	—	—	—
2	1,000,000	990,400	(8,680)	(5,960)	1,017,900
3	1,000,000	997,300	(8,740)	(6,000)	1,025,000
4	1,000,000	1,004,600	(8,800)	(6,040)	1,032,500
5	1,000,000	1,012,500	(8,870)	(6,090)	1,040,600
6	1,000,000	1,020,700	(8,940)	(6,140)	1,049,100
7	1,000,000	1,029,100	(9,020)	(6,190)	1,057,700
8	1,000,000	1,037,800	(9,090)	(6,240)	1,066,600
9	1,000,000	1,046,700	(9,170)	(6,300)	1,075,800
10	1,000,000	1,055,700	(9,250)	(6,350)	1,085,000
15	1,000,000	1,103,200	(9,660)	(6,640)	1,133,900
20	1,000,000	1,153,700	(10,110)	(6,940)	1,185,800
25	1,000,000	1,207,100	(10,580)	(7,260)	1,240,600
30	1,000,000	1,263,500	(11,070)	(7,600)	1,298,600
35	1,000,000	1,324,200	(11,600)	(7,970)	1,361,000

●将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動（増減）します。

上記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。

1. 契約が次の総加入口数を常に維持していること。月払 1,690 口 / 一時払 1 口（初年度のみ）
2. 加入者全員の掛金が払込期月の 1 日までに入金されていること。
3. 予定利率は 2021 年 8 月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合から算出したものであること。
4. 配当金の加算がないこと。

●積立金を年金に換算する率（年金現価率）は、2021 年 8 月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合をもとに算出した率を使用しております。

●一時払退職後終身保険へ転換後の死亡または高度障害保険金額は、転換時の積立金額および保険料率を基準にして計算しますので、今後変動（増減）することがあります。したがって、将来支払われる給付額をお約束するものではありません。

●月払は 1 月 1 日に、一時払は 2 月 1 日に加入した場合を前提として計算しております。

●基本年金月額が 3 万円未満の場合は一時金のみのお支払いとなります。なお、（）内は参考数値です。

●死亡保険金 100 万円あたりの転換時一時払保険料は、65 歳転換の場合、男性 972,920 円、女性 966,160 円です。
なお、この保険料は今後変動することがあります。

●一時払退職後終身保険に関する年齢は、満年齢で記載しています。

注意喚起情報（年金共済）

保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

1. クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当組合（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

2. 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「（追加）加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当組合の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

3. 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となることがあります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、拋出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

4. 脱退・払出し時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および拋出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります**。

5. 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額、一時金額などが削減されることがあります**。
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

＜生命保険契約者保護機構＞

- 電話番号：03-3286-2820 ●受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

6. 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります**。

7. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

8. 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拋出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。
スミセイフリーダイヤル（年金サービス室）



電話番号：0120-307990

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・12月31日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

証券番号：370030707

契約者名：愛知県勤務医師生活協同組合

9. 年金・一時金などをめもなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当組合担当者または上記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当組合担当者または上記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。